

思わず人に話したくなる

新NISA制度の落とし穴 2024年までに要チェック

投資上限額の大幅引き上げ

2024年から新NISA制度（少額投資非課税制度）が開始されます。現在明らかになっている内容の中で今回注目したいのは、投資上限額の大幅な引き上げです。

新NISA制度は、①つみたて投資枠、②成長投資枠からなり、それぞれ年間の投資上限額が設けられています。つみたて投資枠（上限120万円）は現行の「つみたてNISA」（同40万円）の3倍に、現行の「一般NISA」から衣替えされた成長投資枠（同240万円）は「一般NISA」（同120万円）の2倍に引き上げられました。

また、生涯の投資上限額（1800万円）は「つみたてNISA」（800万円）から2.25倍、うち成長投資枠（1200万円）は「一般NISA」（600万円）の2倍とされました。

NISA制度は、運用益が非課税になる点が大きな特徴であり、金融商品を購入して利益が生じた場合、税金を節約できる分だけ、通常の「特定口座」で投資するより効率的に資産運用を行えるというメリットがあります。近年、投資を始める人が増えていますが、その際、多くの人々が税制優遇のあるNISA口座も開設しています。

損失発生時に不利になるリスク

新NISA制度での投資上限額拡大に伴い、投資額を増やして資産形成を強化しようとする人も少なくないと思います。ただ、実際にNISA口座で投資する場合には、その注意点もよく確認しておくことが重要です。なぜなら、特定口座とNISA口座を併用した場合には、特定口座のみで投資するよりも税金を多く払わなければならないケースがあるためです。

今回押さえておきたい注意点は、NISA口座では特定口座で可能な「損益通算」と「繰越控除」ができないという点です。

まず、損益通算とは、同じ年の利益を損失と相殺することであり、損失を相殺しない場合に比べて、その年の税金を減らすことができます。特定口座であれば損益通算は可能です。一方、NISA口座の損失は、特定口座の利益との損益通算はもちろん、NISA口座内での損益通算もできません。

次に、特定口座では、損益通算をした後に損失が残る場合、確定申告を行うことにより、その損失額を翌年以降の利益から最大3年間繰越控除することが可能です。しかし、NISA口座で損失が発生しても、それを繰越控除に利用す

ることはできません。

一般に、NISA制度は利益が生じた場合に税制面で優遇される一方、損失が生じると特定口座のみの場合より税負担が重くなる可能性もあるのです。

そもそも、最初から損失を出そうと思って投資を始める人はいないと思います。その結果、NISA制度の潜在的なデメリットを過小評価してしまいがちです。しかし、新型コロナ危機などにより、NISA口座で大きな損失が発生して初めて、その重要さに気づく人が少なくありません。

長期・積立・分散こそ王道

NISA制度のデメリットを回避するためには、長期・積立・分散という投資の王道を再確認しておくのがよいと思います。

若い人は、投資可能期間が長いため現実的に有効な投資手法として活用できます。投資に回せる資金が少なくても、つみたて投資枠を活用して少額からコツコツと積立投資を行うことを検討してみるのがよいでしょう。

中高年の人は、相対的に投資資金が多い一方、投資期間は短くなります。まずは、投資期間をどのくらいに設定するか、事前に計画を立てておくことが重要です。投資期間が短い場合、新NISA制度で投資上限額が大幅に引き上げられたからといって短期間にまとめて投資を行うと、リスクも高くなりやすい点に注意が必要です。

新NISA制度が開始されるまで1年を切りました。制度の仕組みをチェックし、資産形成に有効活用してほしいと思います。

（大和総研 主任研究員 長内 智）